

各市のまちなかにおいて、高齢者等の地域住民が安心して暮らせるとともに、新たな地域コミュニティの担い手となる若者等にとって魅力ある地域づくりを進める取組を支援します。

まちなかとは…鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例で定める『中山間地域』を除く地域のうち、少子高齢化が進む都市中心部等、各市が必要と認める地域（本補助金上の定義です。詳しくはお尋ねください）

## 1. スタートアップ事業【直接】

高齢者をはじめとした地域住民が安心して元気に暮らせるまちなかを旨として、暮らしを支えるコミュニティの活性化やまちづくりの推進に取り組むための初期活動経費を支援

### 【主な取組例】

- 地域の課題掘り起しのためのワークショップ、アンケート調査の実施
- 地域課題解決のための組織構築、計画の策定
- 外部人材（専門家など）を招いて自治会等でのフィールドワーク実施 等



- 1) 補助対象経費 ワークショップ、アンケート調査経費／組織の構築、基本構想・基本計画の策定等に要する経費／学生（大学）、移住者、専門家等、地域課題の解決に必要な人材の活動経費 等
- 2) 事業実施主体 組織・団体等で鳥取県内に活動拠点を有する者
- 3) 補助金限度額 1 地区あたり10万円（補助率：県10／10）  
※高齢化率が概ね30%以上の地域又は自治会における取組に限ります

## 2. 買い物弱者対策事業【①直接、②③間接】

空き店舗を活用した小売りや移動販売など、店舗が不足する地域において食料・日用品などを供給する事業に要する経費を支援

### 【主な取組例】

- 買い物支援の取組検討や福祉や医療分野との連携など付加価値を高めるためのシステムづくり
- 店舗が不足する地域で必要な食料・日用品等を供給する空き店舗を活用した小売りや移動販売 等

- 1) 補助対象経費
  - ① 仕組みづくり支援  
買い物支援の取組に係る検討等に要する経費（会議開催費／視察・研修費等）
  - ② 店舗改装・移動販売車導入等支援  
店舗の購入・改装経費／移動販売車両の購入・リース経費／設備等購入・リース・修繕経費／ハード整備と一体的に実施される事業（PR等）に要する経費／50万円以下の備品購入費
  - ③ 移動販売車運営経費支援  
移動販売車の運営に必要な運営費（燃料費／車検費用／修理費／備品購入費）
- 2) 事業実施主体 市、組織・団体等で鳥取県内に活動拠点を有する者
- 3) 補助金限度額
  - ① 仕組みづくり支援  
1 事業あたり50万円（補助率：県1／2） ※市任意負担
  - ② 店舗改装・移動販売車導入等支援  
1 事業あたり500万円（補助率：県1／2） ※市任意負担  
（更新は1台あたり300万円（補助率：県1／3） ※市は別途、事業費の1／3負担
  - ③ 移動販売車運営経費支援  
1台あたり100万円※（補助率：市負担額の1／2） ※2年目70万円、3年目40万円



### 3. まちなか居住促進事業【間接】

まちなかコミュニティの新たな担い手となる、若年世代のまちなかへの定住を、増加する空き家等を活用して促進するための空き家改修経費を支援

- 1) 補助対象経費 空き家の購入、改修もしくは賃貸に要する経費 等 (土地購入費を除く)
- 2) 事業実施主体 市、まちなか居留意向者、物件提供者
- 3) 補助金限度額 1戸あたり100万円(補助率:市負担額の1/2)
- 4) その他条件
  - ・転出地が県外または県内にあっては対象地域に比べて高齢化率の低い地域であること
  - ・18歳以上45歳未満の者が世帯あたり1名以上入居すること
  - ・当該入居者が地域の自治会に加入すること

### 4. まちなかコミュニティ活性化支援事業【直接、間接】

コミュニティビジネスの起業や、地域コミュニティを再生・発展させる取組、まちなか居住者を増やすために地域に生業を興す取組等に要する経費を支援

#### 【主な取組例】

- 空き施設を活用したゲストハウス兼コミュニティカフェ整備など、地域住民同士や県外からの来訪者との交流拠点を作る取組み
- 空き家を改修し、住民のコミュニティ拠点やレンタルオフィス・スペース等の整備
- 地域の高齢者等を対象とした健康づくりや住民同士の交流の場の整備 等



- 1) 補助対象経費
  - ◀ソフト▶調査、PRイベント開催経費 等
  - ◀ハード▶事業に必要な施設、機械、設備、器具、備品等の購入又はリース費用 等
- 2) 事業実施主体 市、組織・団体等で鳥取県内に活動拠点を有する者
- 3) 補助金限度額
  - ◀ソフト▶1事業あたり100万円(補助率:県1/2) ※市任意負担
  - ◀ハード▶1事業あたり300万円(補助率:県1/3) ※市は別途、事業費の1/6負担

### 5. まちなか遊休施設活用事業【間接】

地域の遊休施設(空き店舗、空き倉庫等)を活用し、ハード・ソフトの両面から総合的な地域の活性化を図る取組等を支援

#### 【主な取組例】

- 地域内の空き店舗を改修し、地域住民が行う生活支援サービス拠点の整備
- 空き施設を改修し、地域住民の世代間交流拠点の整備する取組み 等
- ※ いずれの取組においても、施設整備だけではなく、地域住民のコミュニティを活性化するための研修会やイベント等を併せて実施



- 1) 補助対象経費 遊休施設改修経費(事業に必要な機械設備、備品等購入経費を含む) / 地域活性化のための行事開催等に係る経費 等
- 2) 事業実施主体 市、組織・団体等で鳥取県内に活動拠点を有する者
- 3) 補助金限度額 1事業あたり1,000万円(補助率:県1/2) ※市は別途、事業費の1/3負担
- 4) その他条件 審査会により採択の可否を決定する